

禁錮騒動再見（三）

—事件の顛末—

鈴木友和

（会員）

禁錮騒動は明治三年（一八七〇）に佐伯で起きた一政治事件のことである。この事件は『図説新佐伯志』の歴史年表に記載されているように、その年の十一月九日に「藩政改革に反対の藩士をとらえ、投獄する（禁錮騒動）」と見做されてきた。

しかし本論文の第一報において、佐伯藩の「御用日記」⁽¹⁾や佐藤蔵太郎著「佐伯藩士禁錮騒動之顛末記」⁽⁴⁾（以下「顛末記」）を解説した結果、幽閉された兵隊党九人の罪状は、意外にも、「山口藩脱徒を潜伏させた始末が不埒」ということであった。明治政府も一党を国事犯として断罪していたのである。さらに第二報では毛利家資料中の「禁錮騒

動糾問書」の解説により、この判決を裏付ける信憑性の高い数多くの供述のあることが明らかになつた。ではこの事件の真相を判決の通りとして済ませてよいであろうか。

本報では、この事件に藩知事として係つた佐伯藩第十二代藩主毛利高謙⁽⁵⁾「華族家記全」⁽⁶⁾を始め、幾つかの史料を解読・分析し、その真相につき再度検討した結果を報告する。

華族家記

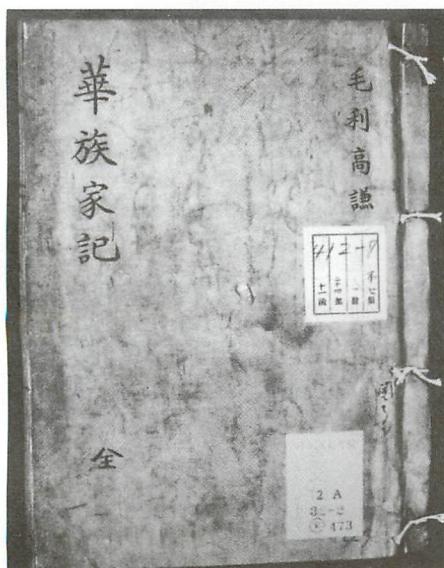


図. 華族家記の表紙

毛利高謙は天保十一年（一八四〇）、第十一代高泰の長子として佐伯に生まれた。文久二年（一八六二）二二歳で家督を相続、翌三年に入部した。国立公文書館所蔵の「華族家記全」（図）は幕末維新期における高謙の事蹟をよく伝えている。

本文書は慶応四年（一八六八）から明治四年（一八七一）迄の三年間に、高謙及び佐伯藩庁が朝廷・明治政府と交わした公文書の控を綴じたものである。二百四丁に亘り、主に諸達願伺届書、勅書、勅答書、藩政改革布告文、支配地諸調が収録されている。便宜的に高謙に関する事項と藩政に関する事項の二つに分けて概略を述べることにする。

まず高謙に関する事項では、明治二年三月四日に版籍奉還を弁事へ願出て上京、四月八日に東京着、早速十日に参内したい旨伺いを立てている。そして程なく、矢継ぎ早に届き始めた勅書に対し真摯に奉答してゆく。勅書は七通に及んだ。当時朝廷は国家の重要な課題を「百官群臣」に下問していたのである。下問が性急である上、江戸詰の家臣は慶応四年に惣引払いしていたため、高謙は殆ど独力で即答しなければならなかつたと考えられる。

そのため計らずも、彼自身の皇室觀、宗教觀、教育觀などの一端を垣間見る機会を与えられた。以下に勅答書二通の一部を読み下し引用する。

五箇条の御誓についての奉答書は彼の真情が溢れてい

ると言えよう。

臣高謙伏して推るに凡そ事始有れば必ず終有るべし。然るに兎角懈怠の心を生じ易く、中道に敗を取り候事往々有之候間、何卒昨年御誓在せられ候五箇条の御主意いつまでも御貴き遊ばせられ度存じ奉り候。左候はば、必ず御成功有之べき儀と恐ながら存じ奉り候。その國治良法の如きは臣輩淺智短才の能く及ぶ所には非ず候へども、御用の筋は何程も尽力、懈怠なく相勤め申し度は固より臣が素願に御座候へば、如何様の儀も仰付けられ度存じ奉り候（明治二年四月二十九日）。

また祭政一致に関する奉答書では自らの宗教觀を述べた上で幾つか建議している。

外教を今一時に御廢止仰付けられ候ひなば意外の大乱を醸し候はん。斯く申上候へば仏教を蟲負仕まつり候様思召され候はんと恐多く存じ奉り候へども、臣固

より仏教を学び候事も無之、且一毫も信じ申さず候へば全く蟲鼠仕候様は御座無く候。但し僧徒愚民を誘ひ乱を作し候はば満天下一時に蜂起し、中々奥羽・北陸の亂の類には有之間敷まじと、是のみ懸念仕候。近時僧徒の還俗仕候も往々有之、又人家神葬を願出候向きも有之やに承知仕候へば仏教は次第に衰へ申すべきか、又国家の大本確立の上にて御廢止仰付けられ候とも、晚からずと存じ奉り候。耶蘇の法如何なる教に候や、是亦臣は一切に存じ申さず候へども、是は嚴禁有らせられ度存じ奉り候。佛の害未だ除ざるに、又一害を加へ候はば以もつての外の事と恐懼仕候。

治教の沿あまねく行き亘り候儀は府藩県の学校を盛にし、眞実に吾神道と聖人の道とを講習せば、旧邪教は追々薄らぎ、新邪教に入る事能はざる様に相成るべき儀と存じ奉り候（明治二年五月二十五日）

六月二十二日に佐伯藩の版籍奉還は聽許された。七月十三日には東京を発ち、伏見まで陸路をとり八月十一日に帰藩した。但し彼の身分は最早藩主ではなく、明治政府の一地方官である藩知事に変わっていた。

明治三年九月九日には細川従五位妹との結婚を弁官へ

願出、十一月二十八日に結婚（再婚）した旨弁官へ届けている。禁錮騒動が起きてから僅か二十日足らずの事である。次に藩政に関する事項では、明治三年二月に、前年十二月に布告した「藩政改革」の一部分（藩治職制）及び「支配地諸調」を報告している。後者は支配地高租税産物並藩府費用納、支配地社寺村高人口戸数調、藩士卒員数並俸給調、士族卒族人口戸数調、職員役給月給調から成り、明治初期の佐伯を知る上で貴重な資料と考えられる。また政府が臨時に実施した調査に対する回答も見逃せない。外国人留学生者、諸技芸師家私塾、洋方測量術々精しき者、外国人雇入はいずれも無しと回答している。佐伯藩が時代の変化に取り残され、萎縮している感がある。その他兵員の配置・移動、御預所の管轄、切支丹並邪宗門不審者調査、貢進生矢野武雄が大学南校へ入舎する迄の経緯などが記録されているが、詳細は割愛する。

禁錮騒動への対応と関係があると思われる一通の文書が目を惹く。

当御預所拾ヶ村之内便宜之場に溜ため（牢屋、筆者注）式力所築造仕り、自然法を犯すもの有之候節差し置き申し度、然らば造作費用等は当午租税之内を以て相

済み然るべきや、右の趣至急御差図成し下され度、此段願い奉り候。

この願書が弁官宛に差し出された明治三年十二月十五日は禁錮騒動の一党九人を城内の仮獄舎に幽閉してから一ヶ月余りに当る。困った藩が窮余の一策として考えついたのである。政府からの回答は記されていない。

藩政改革の内容については、次の章でまとめて記述する。

藩政改革

藩政改革は明治政府が進める中央集権化の過程で各藩に課せられたものである。佐伯藩では二度に亘り実施された。第一次改革は明治二年十二月二十四日に布告された。

(三)

「御用日記」は御居間における「直書并御布告録御渡」の場面を厳かに伝え、高謙の直書を書き留めている。直書の全文を左に引用する。高謙が布告書の作成に真剣に深く携わったことを窺わせる。

今度藩政を改め、变革致し候に付、近々朝廷へお届申上候間、別紙布告書の通り相心得るべし。細目は大本事共より相達すべく候。御政体を遵奉し、名実不合の

内政は悉く変革、確實簡易の規則を定め候。万一旧習に泥なづみ、私診相唱へ候輩有之においては、則朝命に背き候も同然に候間、一藩末々迄心得違たがい無之、忠孝信義を本とし、互に礼讓厚く文武勉励、天朝のため粉骨致すべく候。兼て申聞せ置き候通り不肖の身分同様苦心致し、何れも協力、藩知事の職掌相立ち候様補助頼み入り候。

残念ながら、布告書の原文は遺されていない。「華族家記」^(一)、「藩政布告録写」^(九)、「旧佐伯藩事蹟取調」^(九)書、「旧藩々職制及び会計一件」^(九)などに部分的に遺されたものを照合しつなぎ合わせて見えてきた布告書は「藩治職制」と「階級俸禄之定」から成っている。

藩政職制では、議政局・会計局・学校・医院・軍務局総裁・監察使及び内家を掲げ、夫々の役職名を列挙し、主なものには簡単な説明を附している。

階級俸禄之定では、まず基本となる五項目を定めた上で、階級は上士から三等卒まで九階級の新名称を旧名称と対比して示し、俸禄は定俸役給共・月給・役給・家禄に分けて役職毎に事細かに定めている。

閲覧できた資料が原文からどれ程改変されているのか判らないが、改革の基本方針を謳つた前文は見当たらぬ。また五箇条の御誓文にある「上下心を一にして」「旧來の陋習ろうしゅうを破り」「智識を世界に求めよう」という國の新しい方針を反映した文言は見られない。階級俸祿之定を除くと、全般的に説明が極端に不足し、領民に新しい時代の到来を感じさせ、将来への期待を抱かせる書き方・内容からは程遠い。例えば、学校の項は「学校 一学監、二教授、三助教」と記されただけで、藩校四教堂の改革には言及されていない。他藩では小藩も含め、幕末維新期に藩校の改革を進め、入学資格の庶民への拡大、学科の増設、校舎の拡充などを実施、人材育成が図られた。^(一) 佐伯藩では明治二年の支配地諸調で「学校 教授一人、助教四人」とだけ報告している。この数字は四教堂創設時と変わらぬ^(二)。

高謙の直書に偽りはないと思われるが、漸く見えてきた布告書の内容との落差は大き過ぎるようだ。彼には幕藩体制下の職制禄制が「旧來の陋習」とは映つていなかつたか、彼の先見性の限界か、それとも藩知事では自らの意志を貫くことが難しく、妥協の末不本意な布告書になつてゐる。

治二年当時「わが二豊諸藩は不明の府内藩・佐伯藩を除けば、すべて封建論主張者であった」と集約されている。第二次藩政改革は太政官よりの「旧弊を除き有名無実に渉らず、政積相顯われ候様尽力致すべし」という沙汰書に応じ、明治四年正月に布告された。その作成作業はまさに禁錮騒動の前後に進められていたことになる。内容の詳細は省略する。

【顛末記】の三稿本

禁錮騒動からおよそ半世紀を経て執筆された「顛末記」は佐伯の郷土史家に決定的とも云える大きな影響を与えた。しかし、その記述には筆者が報告した内容とは相容れない部分があり、今一度確認しておきたい。

佐藤蔵太郎著の「顛末記」には三種の稿本が遺されている。

一 佐藤蔵太郎著 「鶴谷外史聞見事録 佐伯藩士禁錮騒動之顛末記 全」 執筆年不詳

二 佐藤蔵太郎著 「南海部郡史 全」 (稿本、大正十年五月) 中に含まれるもの

三佐藤藏太郎著「南海部郡史」（稿本、大正十三年）中に含まれるもの

稿本一は大判紙（縦三一・五糸、横二・五糸）七丁に楷書で墨書きされている。稿本二は南海部郡史の「事歴 二 禁錮騒動」に収められている。紙面は稿本一と同様である。稿本三は贋写刷の『佐伯史談^(四)』に「資料」として掲載された山田平之丞氏の文に拠る。

三稿本の主な相違点を列挙すると、

①稿本一の冒頭にある藩政改革の内容を解説した部分は稿本二、三では欠落している。「南海部郡史」では、この部分を「事歴 一 藩政の改革」に移したことによる。

②稿本一では、藩が明治四年五月、一党に読み下した判決文を引用したあと、次のように述べている。

山口県の脱徒潜伏せたる始末が不埒に付云々と言ふも、他所の浪士が、佐伯に潜伏せし等とは、長三洲

（一八三三～一八九五、漢学者・書家・尊王運動に奔走、筆者註）どもの外、聞きも及ばざる所なり。

この重要な一文は稿本二、三には見られない。著者は毛利家資料^(六)を閲覧する機会がなかつたと考えられる。

③稿本三には他の二稿本には見られない次の一文がある

是の時（明治四年五月、藩の判決が下された時、筆者注）除族（庶民に下す意、筆者註）の宣告をうけたる人々は、後復族の恩命に接したり。

④稿本の末尾部分を比較すると、稿本一では次のように述べられている。

如何なる有為俊傑の者あるも下級微禄の徒は一席も進めざるが如きは、苟も身に特技を備へ氣骨を有する者の不満に堪へざる所なり。蓋し兵隊党諸氏憤慨の起因に至りては、吾人の敢て窺知せざる所なり。

稿本二では

兵隊党の諸氏にして、不平を藩政の改革に懷けるが為め、同志相糾合して、事を為んと企てたりとセハ、是れ強ち道理無き事に非ず、されど、予は諸氏の不公平、果して藩政改革の一事が在りしや否は、敢て断言し得可きに非ず

とある。

稿本三で同じ箇所を見ると、次のように微妙に異なる部分がある。

若し兵隊党諸氏にして、藩制改革の失當に不平を抱けるため、同感の士を糾合して之れが改革をはから

ん事を企てたりとせば道理無きにはあらず。（以下稿

本二と同様、傍線は筆者）

著者は姑息的な藩政改革に対する強い不満が騒動の起因ではないかと考えているが、一貫して断言はしていない。しかし、「顛末記」のインパクトは強く、いつしかこれが騒動の主要原因だと見做されるに至つたようだ。

三稿本の執筆順は作品としての完成度から二、三、一の順と考えられる。

事件の顛末に関する考察

郷土史的にみて、禁錮騒動ほど地元と県・国^{(二)・(五)}レベルで捉え方・評価が大きく分かれた事件は稀有なのではないか。このような状況に至つた顛末を現在までに閲覧できる資料を基にまとめておくことにする。

まず兵隊党の九人が前年に布告された藩政改革の内容に不満を懷き決起した。それが明治三年のいつなのか、正確な時期は明らかではないが、これが始まりであることは彼らの盟約文の大意から間違いないだろう。活動を始めて間がない明治三年閏十月一日、一党的うちの三人が探索のため鶴崎に出向き、毛利空桑（もうりくうそう）（一七九七—一八八八

四、教育者・尊王攘夷論者）に面会、彼の信条に共感を覚えた時点で活動方針に大きな変更が生じた。空桑は当時「大樂騒動」に係わっていたため、一党もこの騒動に組み込まれてしまつた。事態が逼迫していると見て、彼の依頼に優先的に応える方針をとつた一党は、山口藩脱徒のため潜伏先の確保と資金供与に奔走する。その最中、同年十一月九日に藩庁から学校党（穏和な体制派）とともに召集され、兵隊党九人はその場で仮獄舎に幽閉されてしまつた。それ迄に藩庁は一党が接触した人々からの情報提供などにより、その動きを逐一把握していた。このことは騒動当日、高謙が直に云い渡した判決文^(三)から明らかである。一党的藩政改革に対する反対運動は、この時点では未だ目立つた動きがなく、処罰の対象にならなかつたのではないかと考えられる。とは言え、彼らの機先を制する絶好の機会と捉えた高謙は果敢に行動し、謀略的に一党を捕縛幽閉した。一党的行動は直ちに日田弾正台出張所へ届けられ、翌年四月下旬には日田県巡察使糾問所において糾弾された。五月にはこの事件に関係した里正・社人・百姓・僧侶が次々と糾問されたあと、一党に判決が下されたのである。最終的には同年十二月、司法省から断刑さ

（一五）
れた。

高謙は思想的には一党と共に鳴る面があつたと思われる。彼の幕末期の事蹟を見ると、元治元年（一八六四）に孝明天皇に拝謁している。歴代の佐伯藩主としては初めてのことであつた慶応二年（一八六六）には諸侯に倣つてではあつたが、佐伯名産の半紙二千枚を朝廷に献じてい（一六）。また鹿毛基生氏の著書『毛利空桑』（一七）には次のような注目すべき記述がある。

尊王か佐幕か去就に迷つた豊後各藩では、空桑に意見を問うことが多かつた。とくに佐伯藩、府内藩は最もよく空桑の説に従つている。これらの藩は空桑を顧問格にしていたようである。

無論、佐伯藩では高謙の意向が強く働いていた筈だ。以

上のようないかで、高謙は幕末から一貫して尊王の意志を明確にしていたと考えて差支えないようだ。しかし時代は急速に変化し、空桑や兵隊の活動は反政府的と見做され、中央政府による厳重な取締網が敷かれている以上、藩知事としては一党を拘束せざるを得なかつたのである。

禁錮騒動が佐伯の人々に与えた影響はどうか。御手洗

（一八）
一而は、兵隊党と学校党の対立が事件後怨念と化し、七年後に起きた西南の役では結束の固い白杆とは対照的な佐伯の対応に現われたと考察している。

そのような状況下で一党的面々はどう行動したか。古川静蔵（新奇隊に参加、無事帰郷）、阿南勇（西南の役で巡回志願）、尾間捨藏（竹田市・西光寺畔にある藤丸警部「就義碑」の建設発起人として、赤座弥太郎らとともに碑にその名が刻まれている）の三人は、夫々の意思でこの役に係つた。また高橋熊太は明治二十七年、大分県農学校助教授に任じられている。（一九）。この騒動の影響は詳しく調査分析されないまま風化してしまつたようだ。

おわりに

以上三報に亘る研究で、禁錮騒動の真相解明に資する史料を幾つか再発見し、新たな視点からスポットを当てることができた。しかしながら解明には至つていない。今後は、騒動の記憶がまだ色褪せていない頃に兵隊党や佐伯の人々が書き遣した文書の発見に微かな望みを託したい。

最後に、禁錮騒動関連資料の閲覧に当り、懇切に対応し

て下さった佐伯市教育委員会の皆様並びに貴重なご助言をいただいた藤田恒春様（N H K 学園西宮オーブンスクール「古文書を読む」講師）に謝意を表します。

職制及会計一覧 大分県立公文書館蔵

- (一〇) 笠井助治著『近世藩校の綜合的研究』吉川弘文館、一九六〇

(一一) 文部省編『日本教育史史料』三、一八九〇 註

(一二) 大分県総務部総務課編『大分県史』近代編 I、

一九八四

(一三) 佐藤藏太郎「南海郡史」佐伯市教育委員会蔵

(一四) 山田平之丞・禁錮騒動・『佐伯史談』第四二号、一

三一四、一九六八

(一五) 「弘文錄」司法省之部 辛未十二月、国立公文

書館

(一六) 増村隆也著『佐伯郷土史』後編、佐伯印刷、一

九五三

(一七) 鹿毛基生著『毛利空桑』、大分県教育委員会郷土の先覚者シリーズ第九集、一九七九

(一八) 御手洗一而著『独立國佐伯・郷土茶飲ばなし』佐伯

史談会、一九八四

(一九) 「大分県報」第五一号、一八九四

会蔵

(一七) 「華族家記・毛利高謙 全」国立公文書館蔵

(一八) 佐伯藩史料「履歴書箇条書」佐伯市蔵

(一九) 「藩政布告録写」「旧佐伯藩事蹟取調」「旧藩々